

議案第63号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月10日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(みやき町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 みやき町職員等の旅費に関する条例（平成17年みやき町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員は、同表の1級の職務にある者とみなす。

(みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年みやき町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第30条中「ついては」の次に「、町長が定める基準に従い」を加える。

(みやき町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

(非常勤職員の給与)

第28条 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

(みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

区分		報酬			費用弁償
		年額	月額	日額	
監査委員	識見を有するもの		150,000		行政職給料表の2級以
	議会選出	211,800			

選挙管理 委員会	委員長	78,700			上の職員に 適用する額
	委員	73,200			
	投票所の投票管理 者			1回 12,600	
	期日前投票所の投 票管理者			1回 11,100	
	投票所の投票管理 者職務代理者			1回 10,600	
	期日前投票所の投 票管理者職務代理 者			1回 9,300	
	開票管理者			1回 10,600	
	開票管理者職務代 理者			1回 8,800	
	投票所の投票立会 人			1回 10,700	
	期日前投票所の投 票立会人			1回 9,500	
	開票立会人			1回 8,800	
	選挙長			1回	

				10,600	
	選挙長職務代理者			1回 8,800	
	選挙立会人			1回 8,800	
	特別職報酬等審議会委員			5,900	
	交通安全対策協議会委員			5,900	
	固定資産評価審査委員			5,900	
	固定資産評価員			5,900	
	行政改革推進委員会委員			5,900	
	総合計画審議会委員			5,900	
	法令外補助金等審議会委員			5,900	
	情報公開審査会委員			5,900	
	個人情報保護審査会委員			5,900	
	指定管理候補者選定委員会委員			5,900	
	産業医	122,900			
	空家等対策協議会委員			5,900	
	国土利用計画審議会委員			5,900	
	住宅入居者選考委員会委員			5,900	
	保育所運営委員			5,900	
	保育所のあり方検討委員			5,900	

保育所運営事業者選定委員			5,900	
児童館運営委員会委員			5,900	
次世代育成支援対策地域協議 会委員			5,900	
子ども・子育て会議委員			5,900	
環境審議会委員			5,900	
環境美化推進協議会委員			5,900	
子どもをいじめ・体罰等から 守る委員			5,900	
健康づくり推進協議会委員			5,900	
国民健康保険運営協議会委員 長	37,100			
国民健康保険運営協議会委員	33,200			
予防接種健康被害調査委員			16,200	
下水道推進委員			5,900	
民生委員推薦委員			5,900	
老人保健福祉計画策定委員			5,900	
障害者計画策定委員			5,900	
消防委員長	36,300			
消防委員	33,600			
消防団	団長	194,700		
	副団長	175,300		

	分団長	114,500			
	副分団長	108,200			
	本部長	50,600			
	部長	46,700			
	副部長	42,000			
	班長	19,400			
	本部員	36,400			
	団員	7,800			
水防協議会委員					5,900
防災会議委員					5,900
国民保護協議会委員					5,900
教育委員会委員		216,500			
小中学校嘱託医		184,300			
小中学校歯科医		184,300			
小中学校薬剤師		80,700			
保育園医（内科）		153,200			
保育園医（歯科）		153,200			
育英資金運用委員会委員					5,900
いじめ・体罰等問題対策委員会委員					5,900
学校給食センター運営委員					5,900

小中学校評議員			5,900	
社会教育委員			5,900	
公民館運営審議会委員			5,900	
スポーツ推進委員		38,400		
特別支援教育推進会委員			5,900	
文化財保護審議会委員			5,900	
都市計画審議会委員			5,900	
B&G海洋センター運営委員			5,900	
区長協議会委員			5,900	
農業委員会	会長	357,100 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に町長が定める額を加算する		
	副会長	305,400 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に町長が定める額を加算する		
	委員	278,000 上記の金額に活動実績等により予算の範		

		圏内で別に町長が定める額を加算する			
その他の付属機関の構成員及び非常勤職員		予算の範囲内で町長が定める額			

(みやき町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 みやき町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年みやき町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(みやき町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 みやき町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年みやき町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の額」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）」を加える。

(みやき町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 みやき町職員の育児休業等に関する条例（平成17年みやき町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

(みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成18年みやき町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(みやき町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 みやき町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年みやき町条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(みやき町公民館条例の一部改正)

第10条 みやき町公民館条例（平成17年みやき町条例第120号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「2年」を「任用された会計年度の末日まで」に改める。

(みやき町交通安全指導員設置条例の廃止)

第11条 みやき町交通安全指導員設置条例（平成17年みやき町条例第92号）は、廃止する。

(みやき町防災センター・行政棟施設整備委員会設置条例の廃止)

第12条 みやき町防災センター・行政棟施設整備委員会設置条例（平成26年みやき町条例第11号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

みやき町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）第5条に規定する給料表に定められた当該級の職務をいう。<u>この場合において、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員は、同表の1級の職務にある者とみなす。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）第5条に規定する給料表に定められた当該級の職務をいう。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第30条 非常勤職員の勤務時間、休暇等については、<u>町長が定める基準に従い</u>、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。</p>	<p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第30条 非常勤職員の勤務時間、休暇等については_____、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。</p>

みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p><u>(非常勤職員の給与)</u> <u>第28条 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。</u> <u>_____</u></p>	<p><u>(非常勤職員の給料)</u> <u>第28条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く）。</u> <u>については、任命権者は常勤の職員の給与との均衡を考慮し、</u> <u>予算の範囲内で給与を支給することができる。</u></p>

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第4条関係）

改正後						改正前					
別表（第2条、第3条関係）						別表（第2条、第3条関係）					
区分		報酬			費用弁償	区分		報酬			費用弁償
		年額	月額	日額				年額	月額	日額	
監査委員	識見を有するもの		150,000		行政職給料表の2級以上の職員に適用する額	監査委員	識見を有するもの		150,000		行政職給料表の2級以上の職員に適用する額
	議会選出	211,800					議会選出	211,800			
選挙管理委員会	委員長	78,700				選挙管理委員会	委員長	78,700			
	委員	73,200					委員	73,200			
	投票所の投票管理者			1回 12,600			投票所の投票管理者			1回 12,600	
	期日前投票所の投票管理者			1回 11,100			期日前投票所の投票管理者			1回 11,100	
	投票所の投			1回		投票所の投			1回		

票管理者職務代理者			10,600		票管理者職務代理者			10,600	
期日前投票所の投票管理者職務代理者			1回 9,300		期日前投票所の投票管理者職務代理者			1回 9,300	
開票管理者			1回 10,600		開票管理者			1回 10,600	
開票管理者職務代理者			1回 8,800		開票管理者職務代理者			1回 8,800	
投票所の投票立会人			1回 10,700		投票所の投票立会人			1回 10,700	
期日前投票所の投票立会人			1回 9,500		期日前投票所の投票立会人			1回 9,500	
開票立会人			1回 8,800		開票立会人			1回 8,800	

	選挙長			1回 10,600	
	選挙長職務 代理者			1回 8,800	
	選挙立会人			1回 8,800	
	特別職報酬等審議 会委員			5,900	
	<u>(削除)</u>	<u> </u>			
	交通安全対策協議 会委員			5,900	
	固定資産評価審査 委員			5,900	
	固定資産評価員			5,900	
	行政改革推進委員 会委員			5,900	

	選挙長			1回 10,600	
	選挙長職務 代理者			1回 8,800	
	選挙立会人			1回 8,800	
	特別職報酬等審議 会委員			5,900	
	交通安全指導員	<u>61,800</u>			
	交通安全対策協議 会委員			5,900	
	固定資産評価審査 委員			5,900	
	固定資産評価員			5,900	
	行政改革推進委員 会委員			5,900	

総合計画審議会委員			5,900
<u>(削除)</u>			_____
法令外補助金等審議会委員			5,900
情報公開審査会委員			5,900
個人情報保護審査会委員			5,900
指定管理候補者選定委員会委員			5,900
産業医	122,900		
<u>(削除)</u>	_____		
空家等対策協議会委員			5,900
国土利用計画審議			5,900

総合計画審議会委員			5,900
<u>防災センター・行政棟施設整備委員会委員</u>			<u>5,900</u>
法令外補助金等審議会委員			5,900
情報公開審査会委員			5,900
個人情報保護審査会委員			5,900
指定管理候補者選定委員会委員			5,900
産業医	122,900		
<u>婚活支援員</u>	<u>34,700</u>		
空家等対策協議会委員			5,900
国土利用計画審議			5,900

会委員			
<u>(削除)</u>			_____
住宅入居者選考委員会委員			5,900
保育所運営委員			5,900
保育所のあり方検討委員			5,900
保育所運営事業者選定委員			5,900
児童館運営委員会委員			5,900
次世代育成支援対策地域協議会委員			5,900
子ども・子育て会議委員			5,900
環境審議会委員			5,900
環境美化推進協議会委員			5,900

会委員			
<u>国土調査推進員</u>			<u>5,900</u>
住宅入居者選考委員会委員			5,900
保育所運営委員			5,900
保育所のあり方検討委員			5,900
保育所運営事業者選定委員			5,900
児童館運営委員会委員			5,900
次世代育成支援対策地域協議会委員			5,900
子ども・子育て会議委員			5,900
環境審議会委員			5,900
環境美化推進協議会委員			5,900

子どもをいじめ・体罰等から守る委員			5,900
健康づくり推進協議会委員			5,900
国民健康保険運営協議会委員長	37,100		
国民健康保険運営協議会委員	33,200		
<u>(削除)</u>	_____		
<u>(削除)</u>	_____		
予防接種健康被害調査委員			16,200
<u>(削除)</u>	_____		
下水道推進委員			5,900
民生委員推薦委員			5,900

子どもをいじめ・体罰等から守る委員			5,900
健康づくり推進協議会委員			5,900
国民健康保険運営協議会委員長	37,100		
国民健康保険運営協議会委員	33,200		
健康づくり地区推進員	<u>41,600</u>		
健幸長寿食育サポーター	<u>41,600</u>		
予防接種健康被害調査委員			16,200
廃棄物指導監視員	<u>41,600</u>		
下水道推進委員			5,900
民生委員推薦委員			5,900

老人保健福祉計画 策定委員				5,900	
障害者計画策定委員				5,900	
消防委員長		36,300			
消防委員		33,600			
消 防 団	団長	194,700			
	副団長	175,300			
	分団長	114,500			
	副分団長	108,200			
	本部長	50,600			
	部長	46,700			
	副部長	42,000			
	班長	19,400			
	本部員	36,400			
	団員	7,800			

老人保健福祉計画 策定委員				5,900	
障害者計画策定委員				5,900	
消防委員長		36,300			
消防委員		33,600			
消 防 団	団長	194,700			
	副団長	175,300			
	分団長	114,500			
	副分団長	108,200			
	本部長	50,600			
	部長	46,700			
	副部長	42,000			
	班長	19,400			
	本部員	36,400			
	団員	7,800			

水防協議会委員			5,900
防災会議委員			5,900
国民保護協議会委員			5,900
教育委員会委員	216,500		
小中学校嘱託医	184,300		
小中学校歯科医	184,300		
小中学校薬剤師	80,700		
<u>(削除)</u>		——	
<u>(削除)</u>		——	
保育園医 (内科)	153,200		
保育園医 (歯科)	153,200		
育英資金運用委員会委員			5,900

水防協議会委員			5,900
防災会議委員			5,900
国民保護協議会委員			5,900
教育委員会委員	216,500		
小中学校嘱託医	184,300		
小中学校歯科医	184,300		
小中学校薬剤師	80,700		
<u>老人ホーム医 (内科)</u>		<u>84,800</u>	
<u>老人ホーム医 (精神科)</u>		<u>6,900</u>	
保育園医 (内科)	153,200		
保育園医 (歯科)	153,200		
育英資金運用委員会委員			5,900

いじめ・体罰等問題対策委員会委員			5,900		いじめ・体罰等問題対策委員会委員			5,900	
学校給食センター運営委員			5,900		学校給食センター運営委員			5,900	
小中学校評議員			5,900		小中学校評議員			5,900	
社会教育委員			5,900		社会教育委員			5,900	
公民館運営審議会委員			5,900		公民館運営審議会委員			5,900	
<u>(削除)</u>		<u> </u>			公民館長		<u>124,900</u>		
<u>(削除)</u>		<u> </u>			公民館長 (社会教育指導員兼務の場合)		<u>192,200</u>		
<u>(削除)</u>		<u> </u>			公 民 分 館 長	基本	<u>38,200</u>		
						戸数	<u>201</u>		
スポーツ推進委員	38,400				スポーツ推進委員		38,400		

<u>(削除)</u>		_____			社会教育指導員		<u>109,500</u>		
特別支援教育推進 会委員			5,900		特別支援教育推進 会委員			5,900	
<u>(削除)</u>		_____			青少年健全育成指 導員	<u>44,400</u>			
<u>(削除)</u>		_____			まちづくりいきい き女性クラブ地区 推進員	<u>34,700</u>			
文化財保護審議会 委員			5,900		文化財保護審議会 委員			5,900	
都市計画審議会委 員			5,900		都市計画審議会委 員			5,900	
B&G海洋センタ ー運営委員			5,900		B&G海洋センタ ー運営委員			5,900	
区長協議会委員			5,900		区 長	区長協議会 委員		5,900	
<u>(削除)</u>		_____		基本給		<u>49,200</u>			
				区長加給		<u>267</u>			

	委員	278,000 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に町長が定める額を加算する					委員	278,000 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に町長が定める額を加算する			
	その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で町長が定める額					その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で町長が定める額			

みやき町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

みやき町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の額（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の額 _____ の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

みやき町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第8条関係）

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条 _____ に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

みやき町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第9条関係）

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除外する。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

みやき町公民館条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第10条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 館長の任期は、<u>任用された会計年度の末日まで</u>とする。 ただし、補欠により館長となった者の任期は、前任者の残 任期間とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 館長の任期は、<u>2年</u>とする。 ただし、補欠により館長となった者の任期は、前任者の残 任期間とする。</p> <p>4 (略)</p>